

# 監査の結果をお知らせいたします。

法令及び年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせいたします。

## ◆監査委員

須藤忠三 菊地英雄

## ◆1. 定例監査

○地方自治法第199条第4項および高島町監査委員条例第3条第1項の規定に基づく監査

○対象：高島町斎場（所管課：町民課）

○監査の期間

令和6年5月1日から令和6年6月28日まで

○監査の手續

監査の対象となった施設に関する事務の執行及び事業の状況について、現地視察を行い関係書類等に基づいて、質問、確認、その他通常実施すべき監査手續きを実施しました。

○監査の結果

おおむね適正に行われていると認めた。

○監査意見

高島町斎場は昭和63年3月に建設された建物である。

開設から36年が経過し、経年劣化に伴い建物の老朽化は進んでおり、修繕や改修を繰り返しながら施設の維持管理を行っているが、施設内外とも整理整頓や清掃はきちんと行き届いており、施設管理に係る業務委託や修繕工事等の事務執行もおおむね適正に行われていた。

建物の老朽化により随所に不具合が出ていた。斎場という特殊な性格の建物であるが、不具合箇所の早期点検・把握により適切な修繕や改修等を行い、町民が安全に利用できるよう管理運営に努めてほしいものである。